



2026年 9 月28日

各 位

会社名 イメージ情報開発株式会社
代表者名 代表取締役社長 半田 基実
(コード:3803、グロース市場)
問合せ先 取締役副社長 経営管理部長 中川 祐輝
<https://image-inf.co.jp/contact/>

強制行使条件付き有償ストック・オプション (第 1 回新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2026年 9 月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、下記のとおり第三者割当により第 1 回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は、割当対象者に対する報酬としてではなく、各割当対象者の個別の投資判断に基づき引き受けられるものであります。

本新株予約権の割当対象者には、当社取締役会長である水口 翼氏並びに取締役 1 名が含まれております。水口氏は、当社の主要株主かつその他の関係会社であるサイブリッジ合同会社(議決権所有割合39.24%)の代表社員であるサイブリッジホールディングス株式会社の職務執行者であり、当社取締役会長として、同社グループとの資本業務提携に基づく M&A 及び PMI の推進をはじめとする当社の事業構造改革を主導しております。

当社は、上場維持基準への適合に向けた企業価値の向上において同氏を筆頭に当社取締役が果たす役割が大きいことから、当社取締役が本行使義務を伴う本新株予約権を引き受け、既存株主の皆様と株価下落のリスクを共有することが、当社の業績及び株価向上に対する同氏のコミットメントを示すものとして必要であると判断し、当社取締役に対して3,120個、そのうち水口氏に対して2,024個(本新株予約権の総数の60.01%)を割り当てることといたしました。

なお、本新株予約権の割当てを受ける当社取締役は本件について特別の利害関係を有することから、各取締役自身に対する本新株予約権の発行に関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。また、本新株予約権がすべて行使された場合においても、サイブリッジ合同会社及び同氏の議決権所有割合の合計は約41.16%にとどまり、本新株予約権の発行により当社の支配株主の異動は生じません。

記

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

(1) 募集の目的及び理由

当社は、2026年 1 月29日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、並びに主

要株主の異動に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、サイブリッジ合同会社との資本業務提携を締結し、同社を割当先とする第三者割当増資により約 6 億円の資本増強を実施いたしました。また、2026年 6 月の定時株主総会を経て新たな経営体制へ移行し、同社グループが有する M&A 実行力及び PMI ノウハウ、オフショア開発リソース等を活用した事業構造改革と非連続的な成長による企業価値の向上に取り組んでおります。

一方で、当社は東京証券取引所グロース市場の上場維持基準(時価総額40億円以上)に適合しておらず、2026年 4 月 1 日付で監理銘柄(確認中)に指定されております。2026年 3 月31日時点の当社時価総額は1,816百万円であり、基準との間には依然として大きな乖離があることから、2027年 3 月末の計画期間終了時点までに基準へ適合することが、当社にとって最重要の経営課題であると認識しております。

このような状況のもと、当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員の意欲及び士気をより一層向上させ、当社の結束力をさらに高めるとともに、株価及び時価総額の向上に対するコミットメントを明確にすることを目的として、当社の取締役及び従業員に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、割当日から行使期間の終期までの間に、いずれかの連続する20取引日の当社普通株式の終値の平均値が行使価額に50%を乗じた価格を下回った場合には、新株予約権者が残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使しなければならない行使義務(以下「本行使義務」といいます。)を負う設計としております。これにより、割当対象者は株価上昇による利益を享受し得る一方で、株価が大きく下落した場合には、その時点の株価を上回る行使価額での株式取得義務を負うこととなり、既存株主の皆様と株価下落のリスクを共有することとなります。当社は、かかる設計により、割当対象者が既存株主の皆様と同じ目線で企業価値の向上に取り組む動機付けがより一層強まるものと考えております。

(2)行使価額及び行使義務の発動水準の設定について

本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2026年 9 月25日の東京証券取引所グロース市場における当社普通株式の普通取引の終値である707円といたしました。

また、本行使義務の発動水準は、行使価額に50%を乗じた価格(354円)といたしました。これは、短期的な株価変動によって容易に発動することは避けつつ、企業価値の大幅な毀損が市場から認識される水準に至った場合には、割当対象者が経営責任として相応の負担を負うべきであるとの考えに基づき設定したものであります。また、一時的な株価の変動による発動を避けるため、判定には連続する20取引日の終値の平均値を用いることといたしました。

(3)希薄化の規模及びその合理性

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は337,300株であり、本日現在の当社発行済株式総数3,381,500株に対する割合は9.97%(2026年 3 月31日現在の総議決権数33,167個に対する割合は10.17%)に相当し、一定の希薄化が生じます。

しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める行使価額で行使されるものであり、また上記のとおり本行使義務が付されていることから、割当対象者と既存株主の皆様との利害を一致させ、上場維持基準への適合を含む当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと考えております。したがって、本新株予約権の発行は既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると判断しております。

(4)割当対象者との合意事項

本新株予約権の割当対象者は、当社との間で締結する新株予約権割当契約において、以下の事項に合意するものとします。

- ① 割当対象者は、本新株予約権の全部又は一部について、放棄をしてはならない。
- ② 割当対象者が、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も保有しなくなった場合であっても、本行使義務(当該地位を保有しなくなった後に本行使義務の発動事由に該当することにより生じる本行使義務を含む。)は消滅せず、割当対象者は本新株予約権を行使しなければならない。
- ③ 割当対象者が次のいずれかに該当した場合、本新株予約権を行使することができない。(a)拘禁刑以上の刑に処せられた場合、(b)当社又は当社関係会社の就業規則により懲戒解雇又は諭旨解雇の処分を受けた場合、(c)当社又は当社関係会社に対して背信行為を行ったと当社取締役会が認めた場合、(d)当社又は当社関係会社に損害又はそのおそれをもたらした場合その他本新株予約権を行使させることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、(e)死亡した場合。
- ④ 前項に掲げる事由や組織再編行為等、本新株予約権を取得することが適切であると合理的に認められる事由が生じた場合を除き、当社は割当対象者から本新株予約権を取得することはできない。

2. 新株予約権の発行要項

(1)新株予約権の数

3,373個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式337,300株とし、下記(3)①により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

(2)新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、8,615円(1株当たり86.15円)とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関である茄子評価株式会社が、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮し、評価基準日を2026年9月25日として、一定の前提(当社株式の株価(707円)、行使価額(707円)、株価変動性(71.53%)、予想残存期間(5.05年)、予定配当率(0%)、無リスク金利(2.40%)、本行使義務等)の下、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果と同額である8,615円に決定したものである。当社取締役会は、当該算定手法が本新株予約権の諸条件を反映した新株予約権の価格算定手法として一般的に用いられている方法であることから、その算定結果は適正かつ妥当であり、本新株予約権の発行価額を当該算定結果と同額とすることは有利発行に該当しないと判断している。

(3)新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式交付を行う場合その他

これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に付与株式数を乗じた金額とする。

本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日である2026年 9 月25日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値である金707円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times 1 / \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換又は株式交付による自己株式の移転の場合を除く。)には、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{aligned} \text{調整後行使価額} = & \text{調整前行使価額} \times \\ & (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額} / \text{新規発行前の 1 株当たりの時価}) \\ & / (\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}) \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

③ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)は、2027年10月16日から2031年10月15日までとする(ただし、最終日が当社の休業日に当たる場合には、その前営業日を最終日とする。)

④ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(ア) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(イ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から、上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑤ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

(ア) 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、いずれかの連続する20取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に50%を乗じた価格(1 円未満の端数は切り上げる。)を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする(本行使義務)。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

なお、疑義を避けるために付言すると、新株予約権者が当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も保有しなくなった場合でも、本行使義務は消滅せず、新株予約権者は本新株予約権を行使しなければならない。

(イ) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(ウ) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(エ) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

(4)新株予約権の割当日

2026年10月16日

(5)新株予約権の取得に関する事項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ③ 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(3)⑥に定める規定又は割当契約の定めにより本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ⑤ 上記各号に定める事由に該当する場合を除き、当社は本新株予約権を新株予約権者から取得することはできない。

(6)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数:新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類：再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数：組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記(3)①に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額：交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)②で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間：上記(3)③に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記(3)③に定める行使期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項：上記(3)④に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限：譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件：上記(3)⑥に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件：上記(5)に準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(7)新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

(8)申込期日

2026年10月 9 日

(9)新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2026年10月16日

(10)新株予約権の割当てを受ける者及び数

割当対象者	人数	割り当てる新株予約権の数
当社取締役(注)	2 名	3, 120個
当社従業員	2 名	253個
合計	4 名	3, 373個

(注)当社取締役に対する割当ての内訳には、当社取締役会長 水口 翼氏に対する2, 024個が含まれております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額(差引手取概算額)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
267, 529, 495円	1, 050, 000円	266, 479, 495円

(注)1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額(29, 058, 395円)に、本新株予約権の使に際して出資される財産の価額の合計額(238, 471, 100円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額は、新株予約権の公正価値算定費用、登記関連費用等であります。

3. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2)調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、当社グループの運転資金及び事業拡大のための M&A 資金に充当する予定であります。なお、本新株予約権の行使の時期及び行使の有無は新株予約権者の判断に依存す

るため、現時点において具体的な支出予定時期を特定することは困難であり、実際に払込みがなされた時点の状況に応じて充当してまいります。また、支出するまでの間は、当社の預金口座にて適切に管理いたします。

4. 今後の見通し

本件による当社の当期連結業績への影響は軽微であります。

以上